

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第16号

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和37年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本産業規格</u> に適合するものとしなければならない。 2 <省略> | (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本工業規格</u> に適合するものとしなければならない。 2 <省略> |

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。